

秩父市農業委員会 令和2年 第1回 定例総会 議事録

1 会 期 令和2年1月22日(水) 午後2時04分から  
同 日 午後3時22分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(12人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平 (午後3時10分早退)

4 欠席した委員(1人)

委 員	7番	新 田 恭 一
-----	----	---------

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

- 議案第1号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (1件)
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (6件)
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について (2件)
- 議案第6号 農用地利用配分計画の意見について (2件)
- 議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断  
について (2件)
- 議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

第1区域	吉川稔	浅見健
第2区域	笠原広久	小林弘
第3区域	田口俊夫	
第4区域	新井一郎	大島正一
第5区域	番場誠二	齋藤武志
第5区域	高岸義雄	引間勲
第6区域	千島初夫	長谷川満

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (1人)

第3区域	小久保健司
------	-------

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤隆夫	主席主幹	小嶋祥弘
参 与	高野明生	主 事	岩田直樹
主席主幹	新井幸男	主 幹	新地広幸
主席主幹	浅賀照夫		

9 会議の概要

## 日程第1 開 会 ・ 開 議

**議長（糸会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和2年 第1回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

## 日程第2 議 事 日 程 の 報 告

**議長（糸会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

## 日程第3 総 会 成 立 の 報 告

**議長（糸会長）** 本日、7番 新田 恭一委員、第3区 小久保健司推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

## 日程第4 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

**議長（糸会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

1番 新井初男委員 及び 2番 横田 友委員のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

## 日程第5 諸 報 告

**議長（糸会長）** 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

**斎藤事務局長** 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。

番号1の農地改良等に係る届出の受理についてですが、申請地は吉田総合支所の南東約800mの位置にあります。申請地は平成24年相続により取得した農地で、現在なす、ピーマン等を作付けしておりますが、傾斜が強く降雨時などは土砂が流失しやすく、平均60cmほど客土し、平らにして耕作し易くするためでございます。届出内容を審査しましたところ、改良する面積が1,000㎡

未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当しますので、会長専決により受理いたしました。

次に2の農地法第5条の規定による許可申請書の取下げ願については、議案第3号の番号1にて説明いたします。

次に3の農地法第18条第6項の規定による通知の受理については、内容を審査しましたところ、いずれも解約することについて合意が成立した日から30日以内に通知をしており、解約をした日から6月以内に土地を引き渡すことになっております。したがって、これらの合意による解約は、知事の許可を必要としないものと判断し、会長専決により受理いたしました。また、内容については、議案第5号の番号1並びに議案第6号の番号2にて説明いたします。諸報告は以上です。

#### 日程第6 審議議案の報告

**議長（会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**斎藤事務局長** それでは、令和2年第1回定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第1号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてが1件、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてが1件、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてが2件、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてが6件、議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてが2件、議案第6号 農用地利用配分計画の意見についてが2件、議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてが2件、議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、以上でございます。よろしくご審議の程お願いします。

**議長（会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

#### 日程第7 議案審議

議案第1号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて  
(1件)

**議長（会長）** これより議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議

案の説明をいたさせます。

**新井主席主幹** 議案第1号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。議案書の1ページ、2ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

本議案を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号1の下吉田 字 藤六 畑 1筆 235㎡を設定するものです。

案内図の1ページをご覧ください。申出の所在につきましては、釜の上農園村交差点から南南東約1420mに位置しており、昭和51年に相続により取得した土地です。農地の所有者は、高齢となり自身で耕作することができず農業を続けていくことが難しくなったことから、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

いずれも議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4番（高野委員）** 議案第1号 番号1について意見を申し上げます。事務局と齋藤推進委員と3名で現地を確認しましたが、周辺は柿等も栽培されておしま

す。新規就農者が引き続き農地として守っていただけるなら特に問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

**5区（齋藤推進委員）** 番号1について意見を申し上げます。事務局と高野委員とで現地を確認してきましたが、保全管理されております。付近の方で農地として続けていければ良いことであると思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第1号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、可決することに決しました。

**議案第2号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）**

**議長（糸会長）** 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**齋藤事務局長** それでは番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾 字 八木 畑 1筆 396㎡で、昭和37年に贈与により取得した土地です。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、秩父公園橋の北に約800mの場所にあります。

申請の目的は農業経営の拡大です。

譲渡人は高齢であり、今後、当申請地を農地として管理していくことが難しくなってきたため、この度、申請地の隣接で農業を営む甥の譲受人にここを譲り渡したいとして申請されました。

譲受人は現在、秩父市寺尾地内に計5,099㎡の農地を所有しており、これは秩父市尾田蒔地区内における下限面積要件20アールを上回っています。農作業歴は25年に及び、農機具におかれましては、耕運機1台を所有しています。

現在は妻と二人で野菜、梅の栽培をしており、申請にあたり、譲受人の所有する農地を調査したところ、よく管理された状態にありました。

申請地は譲受人の自宅から約30m離れた場所にあり、隣接農地は譲受人所有のものとは1名となっています。また、許可後の作付計画では、柿等の果樹を作付する予定になっています。

申請地の現況は、柿が植栽された状態でした。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**8番（豊田委員）** 議案第2号 番号1の案件について意見を申し上げます。先日、事務局長と笠原推進委員と現地確認及び譲受人と面談しました。譲渡人は92歳の高齢で甥の譲受人が管理していくということは良いことだと思います。よろしくご審議の程お願いします。

**2区（笠原推進委員）** 番号1の案件について意見を申し上げます。先日、事務局長と豊田委員と現地確認及び譲受人と面談しました。譲渡人は分家で高齢になったので譲受人の本家へ戻す形になります。特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第2号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

**議案第3号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （2件）**

**議長（糸会長）** 次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**斎藤事務局長** それでは番号1について説明します。

この案件は、昨年第11回総会にて第5条として申請され許可相当となりました。

たが、埼玉県と協議した結果、建物を建築した原因者の相続人が申請すべきと判断し、5条申請を取り下げし、このたび4条申請として改めて申請に至ったものです。

それでは、内容を申し上げます。申請者、申請地、土地の所在、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字上山ノ根 畑及び田 3筆 計802平方メートルで、平成24年に相続により取得した土地です。

案内図の3ページをご覧ください。申請地は、申請地は尾田蒔小学校の南西約350メートルの位置にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、申請人の父が昭和42年に売買により取得し農家住宅を建築しましたが、その後昭和62年頃に母屋の増築及び物置や車庫を転用許可なく建築したもので、始末書も添付されております。

隣接農地は申請人のみで、周辺の営農への影響は特にないと思われま

す。現地を確認したところ、住宅及び附属屋が建っておりました。

また、住宅への進入路は農用地のままであり、次回の除外申請で是正したのち、農地転用申請を行うよう指導をいたしました。

#### **新井主席主幹** 番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は吉田久長 字 葉暮（ハグレ） 畑 1筆 495㎡で、昭和54年に交換により取得した土地です。

案内図の4ページをご覧ください。奈良川橋交差点から北に約800mに位置し、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、申請地にはもともと住宅がありましたが、平成29年3月に火災により焼失してしまいました。この度その跡地に住宅を建築するにあたり確認したところ農地であることが判明したため今回の申請となりました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画における農用地区域には含まれておりません。

資金調達計画も整っており、特に問題はないと思われま



**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**8番（豊田委員）** 議案第3号 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりで、この前の第11回総会で議決されたものです。申請人の父が既に建物立ててしまい現在に至っており止むを得ないと判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

**13番（彦久保委員）** 番号2について意見を申し上げます。事務局から説明のあったとおりです。火事で焼けてしまい今回農地であると発覚したもので、止むを得ないと感じました。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**9番（加藤委員）** 確認なのですが、番号1の申請人の住所は上町で自己用住宅になっていますが、その辺はどうなっていますか。

**斎藤事務局長** 申請人は以前ここで暮らしておりましたが、現在は上町に居住しています。現在申請地は空家の状態で平成29年頃から今年の夏ごろまで飲食店として貸しておりました。昨年第11回総会で説明したとおり進入路と駐車場部分が農用地になっており、今後除外申請を行い整理したのち宅建業者へ譲渡し飲食業者へ貸し付けたいとのことです。

**議長（糸会長）** 他に質疑又は意見はありませんか。  
（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号について賛成をする諸君の挙手を求めます。  
（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第4号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （6件）

**議長（糸会長）** 次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**高野参与** それでは番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は議案書記載のとおりです。案内図の、5ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 布並 畑 1 筆 344 平方メートルで、水道局影森第二配水池の北北西 180 メートル付近に位置し、昭和 43 年売買により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

転用目的は、建売住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は、市内において個人で不動産事業を営んでおり、当該申請地は用途地域に隣接した宅地化が進んでいる地域で、市街にも近く利便性が良いため、建売住宅の建築販売で地域への貢献及び業務の発展を図りたいと申請されたものです。

事業計画、資金計画等も整っておりますので、問題はないと思われま

す。また、隣接農地所有者からは転用に関する承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、保全管理の農地でした。

**小嶋主席主幹** それでは、番号 2 について説明いたします。

申請人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字破風屋（はふや）・畑・1 筆・948 平方メートルで、昭和 63 年に贈与により取得した土地です。

案内図の 6 ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道和銅黒谷駅の南約 350 メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

申請事由は、太陽光発電施設用地です。

申請地は現在不耕作状態で、譲渡人も管理が困難であることから、譲受人が、太陽光発電施設を設置したいとして、このたびの申請に至ったとのこと。計画では太陽光パネル 222 枚と、その他必要な機器等を設置する予定とのことです。

資金調達計画も整っており、申請にあたり、東京電力との電力需給接続契約を締結したことがわかる書類、さらには、経済産業省からの再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知も添付されております。

また、本申請地の隣接農地所有者から、農地転用することの承諾書も添付されており、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われま

す。現地を調査したところ、桑が放置されて茂っており不耕作地となっております

た。つづきまして、番号3について説明をいたします。

申請人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字辻原（つじはら）・畑・1筆・367平方メートルで、昭和54年に相続より取得した土地です。

案内図の7ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の北北西約370メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが自己用住宅用地です。

譲受人は現在、市内で借り住まいをしておりますが、子供の成長とともに手狭になり、土地を探していたところ、譲渡人の祖母の土地を貸してもらえる話となり、申請地に自己用の住宅を建築したいと、このたび転用申請されました。

なお、申請地は平成3年3月25日付けで住宅用地として4条許可を受けておりますが、土地の地目変更登記は行っておらず、今回は事業計画者・事業内容等が変更となるため、あらためて5条申請として申請をされたものです。

資金調達計画は整っております。

なお、申請地については、昭和54年10月10日に所有権仮登記が設定されておりますが、権利者より地目変更についての承諾同意書の提出も受けておりません。

また、申請地に隣接している隣接農地所有者2名からは、農地転用することの承諾がいただけなかった旨の経緯書の添付がありました。現地調査したところ、隣接農地3筆のうち、1筆は庭畑として一部耕作されておりましたが、申請地が耕作農地に対し西側で、平屋建築の予定であり日照には問題ないと思われ、承諾をいただけなかった農地についても、その営農に支障は無いと思われま。

また、申請地は現在、不耕作地であり、住宅の基礎が残っております。

**斎藤事務局長** 番号4について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字植田 畑 2筆 1, 989平方メートルで、昭和38年に相続で取得した土地です。

案内図の8ページをご覧ください。申請地は、尾田蒔公民館の東約370メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲渡人は耕作も出来ず維持管理も大変であり、今後においても耕作する予定はなく、申請地を管理していくことも難しくなっていることから、譲受人が申請地を祖父より譲り受けて、太陽光発電施設として転用するものです。

事業計画では、太陽光パネル360枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

隣接農地は譲渡人のみで、周辺農地への影響は特にないと思われま

す。現地を確認したところ、原野化してました。

**浅賀主席主幹** 私からは、番号5から番号6 について説明いたします。

はじめに、番号5ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、荒川上田野字中原（ナカハラ） 畑1筆 2，146平方メートルで、秩父鉄道武州中川駅から北東550メートル付近に位置しております。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、駐車場及び資材置場の転用です。

申請事由ですが、譲受人は、現在使用している資材置場において、電動工具、車両の盗難、ごみの不法投棄等に困っていたため、周辺で代替地を探していたところ、申請地について譲渡人と話し合いがまとまったため申請されたものです。

事業計画では、廃材コンテナ、砕石・山砂、建築廃材ストック、資材・機器倉庫、駐車場（12台）とする予定です。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われま

す。現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。

つづきまして、番号6について説明します。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の10ページをご覧ください。

申請地は、荒川久那字平沢（ヒラサワ）畑1筆 723平方メートルで、秩父鉄道浦山口駅から南西140メートル付近に位置しております。

立地の基準につきましては、鉄道の駅から300メートル以内にある農地として第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、資材置場の一時転用です。

申請事由ですが、譲受人は近隣で、浦山第一取水場導水管更新工事を行う予定ですが、隣接する申請地を一時的に借り受け、工事の進捗と安全の確保を図りたいとして申請されたものです。

事業計画では水道管100本、水道管継手材30本の資材置場として使用し、工事完了後は原型に復旧することとしています。

また、隣接農地は譲渡人のみで、周辺農地への影響は無いと考えられます。

現地を確認したところ、不耕作地でした。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**11番（豊田委員）** 議案第4号 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりで、現地は非常によく保全管理されています。また、周りは宅地化が進んでいる地域でもあり止むを得ないと判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

**3番（高橋委員）** 番号2について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のあったとおりですが、申請地は桑の木が何年も手入れされず農地パトロールで赤判定をしている場所です。太陽光施設できれいになるなら、止むを得ないと感じました。よろしくご審議のほどお願いします。

**2番（横田委員）** 番号3について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のあったとおりですが、小学校に上がる子供がおり、今のアパートでは手狭なようですので、止むを得ないと感じました。よろしくご審議のほどお願いします。

**8番（豊田委員）** 番号4について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のあったとおりですが、やはり高齢化問題で譲渡人は96歳で申請地もほったらかしの状態です。個人で太陽光をやるということですが、採算が取れるのかなと思いますが、他は特に問題もないので、止むを得ないと感じました。よろしくご審議のほどお願いします。

**9番（加藤委員）** 番号5について意見を申し上げます。事務局の説明と被る部分があるかと思いますが、現在の資材置場はもともと山林で人家から離れてお

り、盗難が多発し、ゴミも放置される状況にあり、会社の近くに確保したいとのことです。申請地は面積も広く勿体ないが止むを得ないと判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いします。

続いて、番号6ですが水道局による公共工事のため一時転用し資材置場にするためなので、やはり止むを得ないと判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

#### 議案第5号上程 農用地利用集積計画の決定について (2件)

**議長（糸会長）** 次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**新井主席主幹** 番号1について説明いたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和2年1月6日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることが目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

なお、貸付けに係る土地について、借受人、貸付人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。

案内図の11ページをご覧ください。貸付地は、吉田総合支所から南南東680mに位置しており、下吉田 字 釜ノ上 畑1筆 2, 100㎡となります。

利用権を設定する期間は、令和2年5月1日から20年間です。

なお、本案件につきましては、第12回総会議案第63号で利用権設定について審議いただいた農地ですが、この農地は「担い手確保・経営強化支援事業」を活用してイチゴハウスを建設する予定になっていて現在、農政課で事務を進めています。補助金申請の時点で農地の利用権設定がなされていなければならないことから12月の総会で審議いただいたものですが、補助金の条件に農地中間管理機構を活用することとなっていることから、改めて地権者と農林公社との利用権設定を結ぶものです。

なお、先月審議いただいた内容につきまして令和2年1月6日付で合意解約書が提出されており、利用権設定の期間は4月30日までとなっております。

**浅賀主席主幹** 番号2について、説明いたします。

本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和2年1月8日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることを目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます。

借受人、貸付人、貸付地、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、荒川日野字大塚（オオツカ） 田1筆 1, 171平方メートルです。

案内図の12ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道、武州日野駅から南西側500メートル付近にあります。

利用権設定期間ですが、令和2年2月1日から3年間で、賃借料については、年間10アール当たり、10,000円でございます。

また、農業用機械についても耕耘機2台、トラクター2台、もみすり機1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台所有されております。

作付計画は、今後も引き続き水稻（スイトウ）を栽培し作付されるそうです。

申請地の現況につきましては、適正に管理されており、周辺への影響はないと思われま

**議長（衆会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**1 番（新井委員）** 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。特に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

**5 区（番場推進委員）** 番号1について意見を申し上げます。現地を確認してきましたが、集積できれば非常に良いことだと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

**9 番（加藤委員）** 番号2について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。3年間の契約期間につきましては、貸付け人の要望との事でした。よろしくご審議のほどお願いします。

**6 区（長谷川推進委員）** 番号2について意見を申し上げます。借受人は7年前に新規参入し頑張っております。今後もう少し土地を紹介していきたいと思っています。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（衆会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（衆会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第6号上程 農用地利用配分計画の意見について （2件）

**議長（衆会長）** 次に、議案第6号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会規則第10条に規定する議事参与の制限に該当いたしますので、5番富田和雄委員、6番石橋総一郎委員、第4区新井一郎推進委員におかれましては、議場から退出願います。



(各委員が退出する。)

事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** 議案第6号 番号1農用地利用配分計画について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和2年1月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、令和元年第12回総会、議案第63号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

案内図の13ページをご覧ください。

秩父市太田 字 杉原 畑 2筆 計 2334平方メートルにつきまして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。

貸借期間は令和2年3月31日より10年間で、賃料は1年、10アール当たり2000円です。

担い手は平成28年に設立された法人で、大田地区の中心的な農業経営体であり、地域内の農業者のほとんどが組合員となっており、また、この度の農地の配分にあたっては申請地を借り受け、小麦、大豆の栽培をおこなう計画となっております。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

**議長(糸会長)** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**8番(豊田委員)** 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。特に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

**4区(大島推進委員)** 番号1について意見を申し上げます。借受人が〇〇ということで、この地域においては理想的な案件です。何の問題もありません。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長(糸会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。番号1についてのみ、これより、議案に対する質疑に入ります。

あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号の番号1について農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長へ答申することにご異議ございませんか。

（無しという人あり）

**議長（衆会長）** 異議なしと認めます。よって、本案は、そのように決しました。

（各委員が入場する。）

次に、議案第6号の番号2について事務局に議案の説明をいたさせます。

**新井主席主幹** 議案第6号 番号2 農用地利用配分計画について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和2年1月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。本案件は諸報告番号2～7で報告した申請地となります。

案内図の14ページをご覧ください。

このたびの配分計画に掲げられております下吉田 字 兎田における計画地、9筆、14,484平方メートルにつきましては、令和元年第12回総会、議案第63号におきまして農用地利用集積計画を決定していただいたものです。埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手へ配分する計画です。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っておりまして、適切であると判断しております。

なお、この配分が決定した後は、借受人は、ワイン用のブドウを栽培する計画です。

**議長（衆会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**1番（新井委員）** 番号2について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。特に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

**5区（番場推進委員）** 番号2について意見を申し上げます。元の借受人に戻ったということで、特に問題ありません。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（衆会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。番号2についてのみ、これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。  
（「無し」という人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号の番号2について農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長へ答申することにご異議ございませんか。  
（無しという人あり）

**議長（衆会長）** 異議なしと認めます。よって、本案は、そのように決しました。  
（13番 彦久保委員退出）

**議案第7号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について** （2件）

**議長（衆会長）** 次に、議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいただきます。

**新井主席主幹** 議案第7号番号1について説明をいたします。

議案書の11ページをご覧ください。

本案は、下吉田 字 藤六（とうろく） 畑1筆、799平方メートルの土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

この土地につきましては、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化しており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。

ご審議をよろしくお願いします

**新地主幹** 私からは番号2についてご説明いたします。

本案は、大滝 字 栃本 畑 隣接している2筆、2,389平方メートルの土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

この土地につきましては、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化しており、人力又は農業用機械で土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。

ご審議をよろしく申し上げます

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**5区（齋藤推進委員）** 番号1について意見を申し上げます。現地確認しましたが一目瞭然山林化しており、農地としては直ぐに耕作できる状況ではありませんでした。よろしくご審議のほどお願いします。

**10番（黒澤委員）** 番号2について意見を申し上げます。現地確認しましたが、かなり傾斜の強いところで、畑に戻すにはかなり無理があります。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

#### 議案第8号上程 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

**議長（糸会長）** 次に、議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**齋藤事務局長** 議案第8号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明をいたします。議案書の最後の別紙をご覧ください。

本案は、昨年11月28日に開催されました「令和元年度全国農業委員会会長代表者会議」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されまし

た。

ご承知のとおり、行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。それでは、別紙の決議文を朗読します。

## 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

### 記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月22日  
秩父市農業委員会

以上、ご審議よろしく申し上げます。

**議長（会長）** 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮

りいたします。議案第8号について、ご異議ございませんか。

(無しという人あり)

**議長（条会長）** 異議なしと認めます。よって、本案は、そのように決しました。

#### 日程第8 閉 議 ・ 閉 会

**議長（条会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和2年第1回定例総会を閉会いたします。